

小口リース取引問題の新たな対応策について

平成23年7月28日
経済産業省商務情報政策局
商務流通グループ消費経済企画室

複合機、電話機などを含む小口リース取引について、ユーザーからの苦情が増加していることから、これまで本問題に係るトラブルの未然防止、早期解決などの対策を講じて参りましたが、現状においても、苦情案件がなかなか減少しないため、社団法人リース事業協会対して問題解決の対応の強化を指導などしました。

これを受けて、社団法人リース事業協会におきましては、問題解決の実効性の高い対応強化策として「小口リース取引問題の新たな対応策について（平成23年1月26日）」（別紙）を策定し、公表を行ったところであり、小口リース取引を行う会員会社においては、小口リース取引問題を撲滅するため、対応策の強化に取り組んでいるところです。

新たな対応策の主な内容としては、①リース会社による顧客（ユーザー）の契約意思や契約内容の確認の強化、②サプライヤーに対して取引内容を示した物件見積書を顧客（ユーザー）に提示するよう徹底、③サプライヤーに関する顧客（ユーザー）苦情などの情報交換の体制整備等があります。

（参考）

平成23年1月26日 社団法人リース事業協会
「小口リース取引問題の新たな対応策について」
<http://www.leasing.or.jp/koguchi/taiou/110126taiou.pdf>